

新型コロナウイルス感染症関係

6. 21(月)

1 今後の対応について

- 6月21日(月)より県独自の警報レベルを「2(特別警報)」に移行。(県発表)
- 会食ルール…大人数、長時間を控える。
- 一部地域を対象に県外への往来自粛要請は継続。国の緊急事態宣言が延長される沖縄県と、21日からまん延防止等重点措置に移行する東京都、福岡県など計11都道府県のほか、直近1週間の人口10万人当たりの感染者数15人以上の「感染拡大地域」が対象地域。

① 上記の内容を受けて(九州総体の対応を受けて昨年度とは変更になります)

- ・ 対象地域から帰宅した場合、帰宅日を含めて3日間は自宅での待機をお願いする。その期間に風邪等の症状がない場合は4日目からの登校に制限はかけない。PCR検査については求めない。待機の期間は出停扱いとする。

2 部活動について…県からの通知内容(6/17付け)

① 対応期間…6月21日(月)から当分の間

② 活動について

- 十分な感染症対策を講じた上で、活動を行うことができる。
- 県内他校との交流は、慎重な判断のもと行うことができる。
- 県内における宿泊を伴う活動(合同練習や合宿等)は、その必要性を含めて、慎重な判断のもと行うこと。
- 県外他校との交流は行わないこと。

③ 大会参加について

- 県内大会については、特に制限はしない。
- 県外大会については、高等学校体育連盟(高等学校野球連盟)、高等学校文化連盟、中央・九州競技団体主催・共催大会のみ参加できるものとする。なお、宿泊については、県教育委員会(文化部は高校教育課、運動部はスポーツ振興課)に相談すること。
- 大会参加に際しては、主催者側の感染症対策マニュアル等を確認した上で参加すること。
- 大会等の参加に当たっては、大会中はもとより、会場への移動時や会食・宿泊時、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限を行うこと。

④ 活動に当たっての留意事項

- タオル等の貸し借りの禁止
- 屋内の換気の徹底
- 密集を避ける行動

3 校内における感染リスクの回避について

- 全ての県立学校において、引き続き『県立学校における新しい生活様式』の徹底を図ること。特に昼食時には対面での食事は避ける等、十分に留意すること。

4 健康観察の徹底について

- 児童生徒等も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を、引き続き徹底すること。